

竹田市告示第151号

竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和3年12月27日

竹田市長 土居昌弘

竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが多様性を尊重しあい、個性を發揮できる社会の実現を目指すことを目的として、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティ(「性的少数者」ともいい、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。)である二者間の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする者の双方が、民法(明治29年法律第89号。)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が、市内に住所を有している又は市内へ宣誓の日から原則14日以内に転入を予定していること。
- (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者がいないこと、かつ、現に当該パートナーシップの関係の相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において次に掲げる書類を自ら記入し、市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)
- (2) パートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)

2 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類(宣誓する日前3か月以内に発行されたものに限る。)を宣誓書に添えて提出するものとする。

- (1) 住民票の写し(竹田市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)
- (2) 戸籍抄本又は現に婚姻をしていないことが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、宣誓書をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類  
(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書及び確認書において通称(氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領カードを紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

(届出事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外へ転出した場合
- (4) 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証及び受領カードの交付を受けたことが判明したとき
- (5) 宣誓者の一方又は双方が交付を受けた受領証又は受領カードを不正に使用したことが判明したとき
- (6) その他第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき

(宣誓書の保存期間)

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## パートナーシップ宣誓書

竹田市長 様

私たち と は、竹田市  
パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、互いをその  
人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

（宣誓者）

（宣誓者）

住所

住所

フリガナ  
氏名  
又は通称

フリガナ  
氏名  
又は通称

（フリガナ  
通称使用の場合  
戸籍上の氏名  
（生年月日： 年 月 日）

（フリガナ  
通称使用の場合  
戸籍上の氏名  
（生年月日： 年 月 日）

（代筆者）

（代筆者）

住所

住所

フリガナ  
氏名

フリガナ  
氏名

（注）宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の住所及び氏名をご記入ください。

《添付書類》

- ①住民票の写し（住民票記載事項証明書）、転入予定の場合は転出証明書等
  - ②配偶者がいないことを証する書類（戸籍抄本等）
  - ③通称の使用を希望する場合は日常生活において通称を使用していることが確認できる書類
- ※本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証など）の提示

様式第2号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓に関する確認書

竹田市長 様

私たちは、竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）を行います。また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は宣誓書の写しと宣誓書受領証及び受領カードを市に返還します。

年 月 日

氏名

又は通称

通称使用の場合  
戸籍上の氏名  
(電話番号)

氏名

又は通称

通称使用の場合  
戸籍上の氏名  
(電話番号)

(代筆者)

氏名

(代筆者)

氏名

確認事項（必ずお二人で確認してください）		回答欄（該当する□に「レ」をつけてください。）	
要綱第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条第1項	（年齢要件） 宣誓当日において、民法に規定する成年年齢に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条第2号	（住所要件） 次のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有している。 ②一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定している。 ③双方が市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ①に該当する <input type="checkbox"/> ②に該当する <input type="checkbox"/> ③に該当する  ②③の場合 転入予定者氏名 (転入予定 年 月 日) 転入所定者氏名 (転入予定 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条第3号	（独身要件） 双方に配偶者がいないこと及び、宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
要綱第3条第4号	（近親者でない） 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
上記要件に変更が生じた場合及び要綱第9条に該当した場合は、受領証及び受領カードを返還してください。		<input type="checkbox"/> 確認しました	

※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票を人権・部落差別解消推進課へ提出してください。

## パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_  
（ 年 月 日生） 様                      \_\_\_\_\_  
（ 年 月 日生） 様

宣誓日.....年.....月.....日

竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードに宣誓書の写しを添えて交付します。

お二人が人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

竹田市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現を目指しています。

これからの人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

竹田市長      ○      ○      ○      ○      印

様式第4号（第6条関係）

（表）

54 mm

**パートナーシップ宣誓書受領カード**

竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 \_\_\_\_\_ 様

パートナー \_\_\_\_\_ 様

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号

竹田市長 印



86 mm

（裏）

竹田市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい。真に豊かでゆとりのある社会の実現をめざしています。この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、竹田市でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。

受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

様式第 5 号（第 7 条関係）

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 7 条の規定に基づき、申請します。

【再交付を希望する理由】（いずれかに○をしてください。）

- 1 紛失
- 2 毀損・汚損
- 3 その他（ ）

【交付を希望するもの】（該当する□に「レ」をつけてください。）

- パートナーシップ宣誓書受領証  
 パートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

又は通称 \_\_\_\_\_

（ 通称使用の場合  
戸籍上の氏名 ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

又は通称 \_\_\_\_\_

（ 通称使用の場合  
戸籍上の氏名 ）

（代筆者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

《添付書類》

再交付を希望する書類（毀損・汚損を理由とする場合）

※本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証など）の提示

様式第 6 号 (第 8 条関係)

## パートナーシップ宣誓事項変更届

竹田市長 様

竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、以下のとおり変更があったことを届けます。

変更した事項 (いずれかの□に「レ」をつけ、変更内容を記載してください。)

<input type="checkbox"/> 住所	変更前 _____
	変更後 _____
<input type="checkbox"/> 氏名	変更前 _____
	変更後 _____
<input type="checkbox"/> その他	変更内容 _____

年 月 日

(届出者)※変更する方の□に「レ」をつけてください。

住所  
\_\_\_\_\_  
氏名 (戸籍上の氏名)  
\_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日生まれ

住所  
\_\_\_\_\_  
氏名 (戸籍上の氏名)  
\_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日生まれ

連絡先 (電話・FAX・mail)  
\_\_\_\_\_

(代筆者)

住所  
\_\_\_\_\_  
氏名  
\_\_\_\_\_

※市記載欄

氏名	運転免許証・旅券・その他 ( )	No.
氏名	運転免許証・旅券・その他 ( )	

